

第一種製造者 各位

栃木県産業労働観光部工業振興課長

高圧ガス保安法等の改正及び高圧ガス製造に係る事故の未然防止について（通知）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 6 月に公布された改正高圧ガス保安法については、昨年 12 月 21 日に関係規則等の改正も公布され、同日に施行されたところです。この関係規則等の改正では、改正法の施行に係る規定以外の改正もありましたので、下記 1 により主な改正の内容についてお知らせします。

また、今年、県内の高圧ガス製造施設で、人的被害を伴う高圧ガス事故が発生しました。このことについて、当該事案を踏まえた留意事項を下記 2 に示しますので、各事業者におかれましては、高圧ガス製造施設の保安管理及び保安体制の確保について改めて徹底願います。

記

1 高圧ガス保安法等の改正について

令和 5 (2023)年 12 月 21 日に施行された改正法等の主な内容は、以下のとおりです。

改正条文等、詳しくは、県ホームページ「高圧ガス / LP ガス」の高圧ガス保安法関係・法令改正等情報に経済産業省の関係リンクを掲載していますので、御参照ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/kyoka/shigoto/hoan1.html#hourei-kaisei>

(1) 新認定制度（認定高度保安実施者）の新設【法第 3 章の 3 関係】

現行の認定制度について、テクノロジーの活用や検査・保安体制の柔軟化等を踏まえた見直しが行われ、新たな認定制度が設けられたもの。現認定制度は追って廃止されます。

(2) 燃料電池自動車に係る規制の合理化【法第 3 条、政令第 2 条関係】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車について、道路運送車両法に規制を一元化するため、自動車検査証が有効である自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、圧縮水素、天然ガスを燃料とするもの）の装置内の高圧ガスは、高圧ガス保安法の適用除外とされたもの。これにより、適用除外に該当する燃料装置用容器の再検査等は、道路運送車両法に基づき実施されます。

なお、燃料装置用容器が高圧ガス保安法の適用除外であっても、これに充填するスタンド等は従来のとおり高圧ガス製造設備であるので留意ください。

(3) サイバーセキュリティ重大事態に対する調査要請の創設【法第 60 条の 2 関係】

第一種製造者においてサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、または生じた疑いがある場合、国が独立行政法人情報処理推進機構に原因究明の調査を要請することができる規定が設けられたもの。

(4) その他の改正

- ・ 軽微な変更の工事について、各規則及び関係通達（内規）が改正されましたが、内容を整理するものであり、これまでの運用と大きな変更はありません。【一般則第 15 条、液石則第 16 条、コンビ則第 14 条関係】
- ・ 圧縮水素スタンドに関する規制が一部見直されました（圧力リリーフ弁等）。【一般則第 7 条の 3 関係】
- ・ 天然ガススタンドにおける販売主任者の選任及び保安台帳の作成に関する規定が緩和されました。【一般則第 40 条第 1 号、第 72 条第 3 項関係】

2 高圧ガス製造に係る事故の未然防止について

今年度、充填ノズルから噴出した液化ガスにより、作業員 1 名が負傷する事故が発生しました。また、事故発生時に、保安係員（代理者）から保安統括者への報告等が講じられず、県への事故届（通報）も遅れるといった問題もありました。

つきましては、以下を留意の上、改めて保安管理及び保安体制の確保を徹底願います。

- ・ 高圧ガスの噴出、漏えい等が発生した場合は、作業者の安全確保を第一とした上で、速やかに設備の停止等による措置を講じること。なお、緊急時の措置が安全に実施できるよう、必要な備品等を備え付けることはもとより、保安教育等において必要な訓練等を行うこと。
- ・ 保安体制は、単に資格者等を配置するだけでなく、高圧ガス事故の発生時や製造設備の異常時など、高圧ガスに係る保安の確保に必要な情報が、作業員から保安係員や保安統括者に速やかに連絡されるなど、その実効性を確保すること。

保安担当

TEL:028-623-3196

E-mail:kougyou-hoan@pref.tochigi.lg.jp